

下呂市監査告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置について下呂市長から通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和5年2月22日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

平成 28 年度から令和 3 年度に実施した定期監査での指摘事項に対して改善中または未措置であった事項について、現在の措置状況について次のとおり通知があったので、その内容を公表する。

(単位:件)

監査の種類	実施年度	対象件数 (改善中又は 未措置の件数)	今回調査の結果		
			措置済	改善中	未措置
定期監査	平成 28 年度	0	0	0	0
	平成 29 年度	1	0	1	0
	平成 30 年度	0	0	0	0
	令和元年度	2	2	0	0
	令和 2 年度	1	0	1	0
	令和 3 年度	3	2	1	0
合 計		7	4	3	0

■以下は、措置状況の詳細である。

平成29年度

【監査対象課名:まちづくり推進課】

(定期監査結果報告日:平成 29 年 12 月 25 日)

指摘事項	(舞台峠ドーム管理等業務委託について) 施設の使用許可行為が事実上受託者において行われている。使用許可は設置者たる市の管理権限であり、委託することはできないことから適正を欠く。		
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未実施(何もしていない場合)	
措置状況の内容	委託業務契約から、許可行為は削除し是正いたしました。 管理者(下呂市長、中津川市長)の使用許可となっています。 ただし、舞台峠ドームは、この施設が建設された当時から現在に至るまで、中津川市と密接に施設管理と運営を行ってきております。当該施設については、両市に条例規則があり、特別な状態となっています。このため、施設運用上の変更につきましては、相手方との十分な調整が必要であり、使用許可行為(現場の実務)などにつきましても引き続き協議を進めていきます。		

令和元年度

【監査対象課名:地域振興課】

(定期監査結果報告日:令和元年12月25日)

指摘事項	<p>(原材料支給及び重機借上げ制度に係る予算執行と要綱等の制定について)</p> <p>今回の監査で、重機借上料の中には、地元区からの申請によらないものが4件、そのうち限度額とされる15万円を大きく超過しているものが3件見受けられた。地域の方の協働により運用されるこの制度の趣旨を踏まえ、適正な歳出科目で予算執行すること。また、各振興事務所で、この制度の取り扱いに一部差異が見受けられた。地域間における負担の公平性を図るため、統一した市の基準を定めておく必要があると考えられるので、現行制度の現状と課題を把握した上で、要綱等の制定について検討すること。</p>	
区分 (該当に○印)	○	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未実施(何もしていない場合)</p>
措置状況の内容	<p>令和3年度当初より下呂振興事務所が中心となり、各振興事務所・建設部・農林部と協議し、「下呂市重機借上・原材料支給事業実施要綱」を作成しました。</p> <p>当該要綱は、新たな内規として令和4年度から実施しています。</p> <p>また、R5年度より振興事務所予算から本課予算への組み換えを要求したところです。</p>	

【監査対象課名:下呂温泉合掌村】

(定期監査結果報告日:令和2年3月27日)

指摘事項	<p>(公営企業における会計事務について)</p> <p>・下呂温泉合掌村事業における会計事務の権限について</p> <p>下呂温泉合掌村事業における会計事務の一部は、地方公営企業法第34条の2ただし書きに基づいて、下呂市下呂温泉合掌村条例第6条により会計管理者が行っており、事務の内容は、「公金の収納又は支払いに関する事務」及び「公金の保管に関する事務」となっています。しかしながら、実務においては、会計管理者によって支出負担行為に関する確認事務が行われています。会計管理者がつかさどる会計事務については、地方自治法第170条第2項で、「現金の出納及び保管を行うこと」(第1号)と「支出負担行為に関する確認を行うこと」(第6号)は明確に区分されていることから、支出負担行為に関する確認行為の権限を会計管理者が行うのであれば、そのことを条例で明記する必要があると思われます。</p>	
区分 (該当に○印)	○	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未実施(何もしていない場合)</p>
措置状況の内容	<p>帳票上表示されていた会計管理者の欄を令和2年に見直し削除しました。これにより会計管理者による支出負担行為の確認事務は行っておらず条例どおりの運用となっているものと考えます。</p>	

令和2年度

【監査対象課名:地域振興課】

(定期監査結果報告日:令和2年12月23日)

指摘事項	<p>(随時の収入にかかる調定事務について)</p> <p>地方自治法第231条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定められている。随時の収入のうち各種証明書発行に係る手数料等、担当課窓口で口頭により現金を収受するような収入については、その性質上事前に金額を把握することは困難であり、事後調定をせざるを得ないと考えられる。このような収入については、事務の簡素化を図るため一定期間分をまとめて一括で調定できるよう、市会計規則に一括して調定できる旨の規定を整備されたい。また、今回の監査により、各振興事務所が取り扱う施設使用料の調定状況について確認したところ、一部の施設使用料について、その都度事前調定されるべきところ、一括で調定されている事案が確認されたほか、収入年度の誤りがある事案が確認されたことから、適正な事務に努められたい。</p>						
区分 (該当に○印)	<table border="1"><tr><td data-bbox="440 819 544 871"></td><td data-bbox="544 819 1399 871">1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</td></tr><tr><td data-bbox="440 871 544 913">○</td><td data-bbox="544 871 1399 913">2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</td></tr><tr><td data-bbox="440 913 544 956"></td><td data-bbox="544 913 1399 956">3. 未実施(何もしていない場合)</td></tr></table>		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)	○	2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)		3. 未実施(何もしていない場合)
	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)						
○	2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)						
	3. 未実施(何もしていない場合)						
措置状況の内容	<p>窓口手数料や畜犬、福祉パスポート等の臨時収入についてはレシート等領収書に代わるものを申請者に渡して、その後、その都度もしくは1日分を合計して起票し当日又は翌日納入しています。(事後調定)</p> <p>施設使用料については無人施設等もあることから、利用実態と市民の利便性を図る観点から、使用料を後納できる規定を追加することも視野に検討中です。</p> <p>会計課において会計規則の見直しを予定しています。</p>						

令和3年度

【監査対象課名:小坂振興事務所】

(定期監査結果報告日:令和3年12月23日)

<p>指摘事項</p>	<p>○中川原キャンプ場敷地の災害復旧に係る重機借上げ及び原材料支給申請について</p> <p>小坂振興事務所が取り扱う自治振興費のうち、重機借上げ及び原材料支給に係る予算の執行状況について確認したところ、地元自治会から令和2年7月豪雨で被災した中川原キャンプ場敷地の災害復旧に係る申請があり、重機借上料29万7千円及び原材料費37万8,400円が支出されていた。自治振興費による重機借上料及び原材料費は各々15万円が限度と申し合わせており、限度額を超えた支出である。</p> <p>本施設は、公の施設の見直しにより廃止を決定したが、地元自治会から有効活用したいとの申し出があり、平成30年4月1日に譲与したものである。自治法第232条に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」と規定されており、本件は、下呂市の負担に属する経費に当たらない。自治振興費の重機借上料及び原材料費については、すでに令和元年度及び令和2年度に実施した定期監査において指摘・意見としたところではあるが、是正措置されておらず、同じ指摘になったことは大変遺憾である。</p> <p>本件については、自治法第232条の2に「(略)その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることから、公益上の必要性を認めた場合であれば、補助金として取り扱うことが適当であったと思われる。なお、公益上必要があるかどうかは、客観的に認められなければならない。</p>	
<p>区分 (該当に○印)</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未実施(何もしていない場合)</p>
<p>措置状況の内容</p>	<p>重機借上げ及び原材料支給につきましては、令和2年度監査でも指摘のあったところではありますが、令和4年度から統一見解で実施できるよう要綱を作成しました。また、令和5年度からは、予算を地域振興事業費から建設部・農林部へ移行し、予算要求中です。</p> <p>当該案件のような公益上の必要性を認めた場合であれば、今後は補助金として取り扱うことで関係部局と協議して適正な事務処理を行います。</p>	

指摘事項	<p>○巖立峡がんだて公園敷地内公有財産の施設使用許可について</p> <p>小坂町落合地内のがんだて公園敷地内の建物（がんだて茶屋・トイレ、小坂の滝めぐり案内事務所、倉庫、東屋）について、地元法人Aから観光客に対し滝めぐりの案内等のサービスを提供することを目的に、施設使用許可申請書が提出され、いくつかの条件を付して使用許可が出されている。</p> <p>使用許可の条件として、「施設を許可の目的以外に使用し、又はその使用する地位を譲渡、若しくは転貸しないこと。」「施設使用にかかる光熱水費等の費用を別途負担すること。」となっている。</p> <p>今回の監査において、小坂の滝めぐり案内事務所は、地元NPO法人Bが使用していることから、転貸になるのではないかとの疑義が生じた。また、がんだて公園敷地内の電気料については、検針メーターが1つであることから市が一括で支払い処理を行っており、このうち使用許可施設分の電気料について地元法人Aに対し請求していないことが判明した。</p> <p>小坂の滝めぐり案内事務所は、直接、地元NPO法人Bから施設使用許可申請書を提出していただくことが必要である。また、使用許可施設における電気料は、自治法第231条の3第1項に規定される使用料として請求する公債権であるため、この債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されない。同法240条第2項の規定に基づき、使用許可施設に係る電気料の負担額を算定して許可申請者に過年度分も含めて請求されたい。</p>	
区分 (該当に○印)	○	<ol style="list-style-type: none"> 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	<p>・NPO法人については、施設使用許可申請書を提出していただくように対応します。</p> <p>電気料については、3月中に子メーターを設置しました。令和4年度からは、実績に応じ、それぞれの利用者に負担金請求をします。また、過年度分についても、令和4年度の実績をもとに平成29年から令和3年までの5年間の負担金を算定し徴収します。</p> <p>親メーター設置場所（中部電力が検針するメータ） 東屋付近 子メーター設置場所 がんだて茶屋に2台設置し、がんだて茶屋とビジターセンターに分岐した。（がんだて茶屋・ビジターセンターは冬季閉鎖12月～3月電気は使用していない。）</p> <p>電気料積算方法 がんだて茶屋・ビジターセンターの電気料は、今回設置したメーターで確認します。トイレの電気料は、親メーターから子メーターを差し引いたものとなります。</p>	

指摘事項	<p>○巖立峡がんだて公園管理業務委託について</p> <p>小坂振興事務所において、当該公園敷地内の建物及び駐車場を清掃管理する目的で、地元法人Aに業務委託を行っている。</p> <p>委託の範囲には前述指摘事項(1)で使用許可を出した施設も含まれていたことから、担当課に確認したところ、市が管理すべき施設である供用部分のトイレや駐車場について管理業務委託を行っているとのことであった。また、委託事業に係る人件費は、直接従事する者の「時間単価×直接従事時間数」によるものであるが、完了検査復命書に添付されている業務日誌を確認すると従事時間が明確になっていなかった。</p> <p>使用許可を受けた施設は、許可を受けた側に管理義務があることから、業務仕様書及び施設使用許可書において、市が管理する範囲と使用許可を出す範囲を明確にする必要がある。また、人件費の積算については、作業実態に基づき確実な算定を行い、仕様書には1回当たりの従事時間数を明記する等、適正な業務委託契約事務を実施し、業務日誌については、従事時間が明確に把握できる様式を検討されたい。</p> <p>なお、当該委託業務は特命随意契約により実施されているが、今後は下呂市随意契約ガイドラインに基づき競争入札により執行するなど、公正性・経済性・適正履行の確保を図られたい。</p>						
区分 (該当に○印)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 1055 544 1104"></td> <td data-bbox="544 1055 1394 1104">1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1104 544 1153">○</td> <td data-bbox="544 1104 1394 1153">2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1153 544 1189"></td> <td data-bbox="544 1153 1394 1189">3. 未実施(何もしていない場合)</td> </tr> </table>		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)	○	2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)		3. 未実施(何もしていない場合)
	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)						
○	2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)						
	3. 未実施(何もしていない場合)						
措置状況の内容	<p>令和4年度から、市が管理する範囲と使用許可範囲を明確にしました。また、仕様書には、1回あたりの従事時間を明記します。業務日誌は、従事時間が明確に把握できるよう様式を変更します。これらを踏まえ、令和5年度からは委託業務の見直しを検討します。</p>						